

カネボウが方針を変更しました（慰謝料・休業補償など）

当弁護士では弁護士発足以降、カネボウに対して、被害者の皆様が通院のために休業を余儀なくされた場合の休業損害の支払いを申入れ、示談交渉の依頼を受けた被害者の方々が通院を余儀なくされたことで蒙った精神的慰謝料（通院慰謝料）の支払いを求めてきました。

これに対するカネボウの当初の対応方針は、「治療のために医療機関に通院されたことによる休業の補償につきましては、通院による慰謝料と同様に、原則として、お客様の白斑様症状のご回復時にお支払い」というものでしたが、近時その方針を変更し、「治療が長期化しているお客さまには、ご回復前に精神的慰謝料の一部をお支払いするとともに、これまでの休業補償をお支払いさせていただく」ことになったようです。

カネボウは、本年6月頃から、被害者の皆様に対して、上記変更方針を伝える書面をお送りすると同時に、一部の被害者の方に対しては、慰謝料について具体的な金額の提示もなされているようです。

皆様の中には、「書面の意味がよくわからない」「このお金を受け取ったらどうなるのか」などといった疑問を抱かれる方もおられるかもしれません。また、カネボウから何らかの書面にハンコを求められた場合は、今後の請求ができなくなることも考えられますので、是非慎重に対応されることをお奨めします。

何か疑問な点があれば、当弁護士までお気軽にお電話ください。